

★ 出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則（規則第五号）
（審査指導課）

一 改正の要旨

行政組織の再編に伴い、関係規定を整理するなど必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年三月二十日

★ 健康増進法施行細則の一部を改正する規則（規則第六号）（健康対策課）

一 改正の要旨

学校給食実施基準の一部が改正されたことなどを踏まえ、特定給食施設における栄養管理に関する様式を改めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成三十一年三月十八日

★ 広島県県営住宅管理規則の一部を改正する規則（規則第七号）（住宅課）

一 改正の要旨

1 次の県営住宅を廃止した。

名称	位置
県営北美台住宅	福山市北美台

2 次の県営住宅駐車を廃止した。

名称	所在地
県営北美台住宅駐車場	福山市北美台

二 施行期日

平成三十一年三月十八日